



農業委員会だより



■ 鳴川 宮田果樹園 (ぶどう) ■

総会は、農業委員会が処理すべき事項を審議あるいは協議し決定する場で、通常月1回開催されます。

| 総会名 | 開催日 | 開催場所 | 許可申請等締切日 | 現況調査 |
|------|---------------|----------|-----------|-----------|
| 第18回 | 令和6年11月25日(月) | 農業委員会会議室 | 11月11日(月) | 11月18日(月) |
| 第19回 | 令和6年12月20日(金) | 〃 | 12月 6日(金) | 12月13日(金) |
| 第20回 | 令和7年 1月24日(金) | 〃 | 1月10日(金) | 1月17日(金) |
| 第21回 | 令和7年 2月26日(水) | 〃 | 2月12日(水) | 2月19日(水) |
| 第22回 | 令和7年 3月25日(火) | 〃 | 3月11日(火) | 3月18日(火) |

※日程は都合により変更となる場合があります。最新情報は農業委員会事務局（☎65-2519）までお問い合わせください。

農業委員会
総会開催予定

活 動 報 告

「農地パトロール」 (農地利用状況調査) の実施！

令和6年8月1日～2日、5日～6日

町内一円

本年度も8月をパトロール月間に設定し、遊休農地や農地の違反転用の実態を更に詳しく把握するため、農地の利用状況を確認しました。

農業委員会では、農地の効率的利用と遊休化解消を図るため、年一回農地の「利用状況調査」を実施しています。この調査で、遊休農地や違反転用地の所在等を確認しています。

今後とも適正な農地利用のお願いや指導などに取り組んでいきます。また、利用状況調査の結果、耕作されていないように見受けられた農地の所有者に対しては、「利用意向調査」を行い（文書で発送）、今後の利用意向について、確認していきますので、農地所有者皆様のご理解・ご協力をお願い致します。



委員の声



農業委員
小澤 大栄 委員

農に生きる

「永遠の十七歳」自分はいつまでも若いつもりでいましたが、いつの間にか五十歳。戦国時代であればとっくにあの世に旅立っている年齢です。時が経つのはあっという間で、自分の人生を振り返ると後悔と反省の繰り返しで、今もなおその渦中にいます。毎年の農作業もトライアンドエラーの繰り返しで完璧な年はいまだかつてありません。農業は難しいなど毎年感じています。たぶん生涯を終えるまで、試行錯誤を繰り返していくのだろうと思います。でも、それでいいんだと思います。それだけ農業は奥深く興味深い職業だと思えます。それは売り上げ等の金銭面だけではなく、体を使い頭を使い食料を作るといふ生物としての人間らしい生き方そのものだと思うからです。これからも農耕民族として生きていきたいと思えます。

推進委員の声



推進委員
後藤 宏之 推進委員

経営移譲

今年、後継者である次女の夫に農業経営を移譲しました。義理の息子であることから、会社にして受け継ぐことにしたのです。昨今の農業は資材高騰や年々上昇する人件費、また電気、水道、ガソリンなどの光熱費の値上げなど、経費の圧迫が経営をとっても厳しい状況にしております。また猛暑や大雨、時には乾燥など気候状況も特に厳しくなり、それでも娘夫婦は良い作物をより多く収穫できるように日々努力して頑張っております。私も高齢になり体力も衰えてきたのですが、そんな娘夫婦の力になるよう微力ながらもまだまだ頑張らなくてはなりません。厳しい世相ではありますが、家族や農家の仲間たちとも力を合わせて、これからの農業に立ち向かってもらいたいと願っております。

お願いです！

農地の保全管理について

耕作放棄地・遊休農地などで管理が放棄され、雑草が繁殖している箇所が多く見受けられます。このような状況を一因に、周辺環境への影響や害虫の発生による農作物の被害の拡大、枯草による火災の発生等が懸念されます。個々が所有する農地については、自らの責任において管理（除草）することが義務付けられておりますので、周辺農地の迷惑とならないよう、草刈り等の実施をお願いします。また近年、突発的な集中豪雨などが増えておりますが、農地からの土砂流出による事故等の発生に備え、農家の皆さんは次のことに留意願います。

- 1 傾斜のある畑では、横うね耕作や下側に素掘りを掘るなど、直接道路などへ土が流出しないよう努めましょう。
 - 2 道路境界近くまで作付けし、豪雨時には道路に土砂が流出している畑が見えますので、適正な管理に努めましょう。
 - 3 長い畑では、適正なところで水切りを行いましょう。
 - 4 用排水路の泥上げやゴミ等の取り除きについても適時適切に行いましょう。
- ※管理責任等に過失や瑕疵等があると、賠償請求等が要求されることがあります。以上の点について十分留意のうえ、適正な農地管理をお願いします。

◆令和7年度から農地の売買・賃借の手続きが変わります。

関係法令の改正による地域計画の策定に伴い、令和7年4月1日より、農地の売買・賃貸借が農地中間管理機構（農業公社）が間に立った契約に変更となります。

大きな変更点として売買の際に所有者の方は買入価格の2%、購入者の方は買入価格の1%の手数料が発生するようになります。賃借については、現状手数料は発生しませんが、売買、賃借ともに今後の公社の状況により手数料の金額に変更が生じる可能性があります。

また、農地の売買について、農地法第3条以外は農業委員会が登記手続きを行っていましたが、令和7年度からは農業公社が手続きを行います。そのため、売買に先立って住所変更登記などが必要な場合は、事前に土地所有者が行う必要があります。（法人の場合も同様です）

また、農地転用につきましても、地域計画の変更協議が必要となるため、現状より時間がかかる可能性があります。

必要書類、契約の所要時間等、詳細が分かりましたら改めてお知らせさせていただきます。

◆農地は貴重な資源です！

農業者の高齢化や担い手不足などにより、耕作されない農地は今後増える見込みがあります。耕作されない農地（遊休農地）が増え、病害虫の発生に伴う周辺農地への悪影響、景観や生活環境の悪化など深刻な問題にも繋がります。

農地所有者の方は、責任を持ち草刈りなどの管理を行い、他の方々に迷惑をかけないように心がけましょう。

遊休農地とは

農地法で定義されている用語で、次のいずれかに該当するものです。

- 現在、耕作目的で利用されておらず、今後も利用される見込みがない農地
- 農業上の利用が、その周辺の農地利用に比べて著しく劣ると判断できる農地



農地転用等

（農地法第4条・5条に基づく手続き）について

〈農地を転用する場合は許可又は届出が必要です〉

耕作道や作業場所として利用するために農地の一部へ砂利を入れたり、農業用倉庫や仮設事務所を設置する等、農地を耕作以外の目的で使用する場合には、事前に農業委員会の許可が必要です。また、土地改良目的のために農地へ客土を入れる場合にも事前に届出等が必要になります。

許可を取らずに違反転用した場合、3年以下の懲役または300万円以下（法人は1億円以下）の罰金を科せられる場合があります。罰則は、①許可を得ることなく、農地を転用した者や許可の条件に違反して転用した者（Ⅱ違反転用者）②違反転用者から転用事業を請け負った者やその下請け事業者が対象となります。

〈農地法第4条と5条の違い〉

・農地法第4条とは、所有者自らが転用する場合で、農地転用の許可申請は所有者が自ら行います。

・農地法第5条とは、所有者以外の者が転用して、所有者又は賃貸借権の権利を移転・設定します。

〈手続きの流れ〉

農地転用については、それぞれの申請を農業委員会総会で審議した後、道に諮問し、その結果を踏まえて農業委員会で決定します。

なお、仮設事務所の設置等、農地以外の目的で農地を一時的に使用する場合にも（一時転用の）許可が必要です。

※市街化区域内の農地を転用する場合には、農地転用の許可申請ではなく、事前に農業委員会へ届出が必要です。

※農地転用の許可ができるかどうかは、事業内容や農地の場所によっても異なります。申請方法等ご不明な点等ございましたら、お近くの委員又は事務局までお問い合わせ下さい。

（お知らせ）
全国農業新聞の購読について

～暮らしと経営に生きる情報毎週金曜日にお届けします～

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する「週刊」農業総合専門誌です。



◆毎週金曜 発行
◆購読料は
月額700円（年間8,400円）

※購読の申込み手続きなど、詳しくは農業委員会事務局（☎65-2519）までお気軽にお問い合わせください。

★編集・発行：七飯町農業委員会事務局（役場内）

〒041-1192 七飯町本町6丁目1番1号

電話番号：65-2519

★編集委員

澤田 雄一／松田 永／青山 誠／宮本 猛